

(説明資料)

風評被害の認定と給付金の算定の基本的な考え方(案)

1 風評被害について

風評被害の定義 (東京大学 社会情報研究所長 廣井 脩 氏)

事実でないこと、あるいは些細なことがおおげさにとりあげられ、ある人物やある業界、ある地域が被害を受けることであり、多くの場合、事件や事故を新聞、テレビなどのマスコミが大きくとりあげ、それが人々のあいだで風評(うわさ、評判)となつて、主として経済的な被害が発生することである。このほか、数は少ないが、マスコミによる誤報、あるいは不確かな発表が風評被害を生むこともあるし、自然発生的に生まれた流言が風評被害につながることもある。観光業者や農業関係者が被害を受けることが多い。

2 風評被害の認定について

風評被害は、風評による経済的被害を受けたことであることから、前提となる「風評が発生したこと」と「風評被害を受けたこと」は区別して確認する必要がある。

また、風評被害の認定に当たっては、「風評の発生」と「経済的被害(風評被害)」の因果関係について、十分に調査・検討のうえ総合的に判断して行うものである。

(1) 風評の発生の確認

給付金の申請があつた場合、風評の発生について調査・確認を行い、その結果、風評の発生が確認されない場合は、当然に風評被害としては認定できない。

したがって、風評の起因が明らかで、風評発生が明らかに特定される場合は、その風評の内容等について確認を行う。

また、風評の発生が明らかでない場合は、関係団体、市場・流通関係者等に対して、風評の有無、風評の内容等の調査を行う。

(起因が明らかな例)

- ①特定支障除去等事業に伴って、大規模な事件や事故が発生した場合
- ②特定支障除去等事業に伴って、事件や事故が発生して、マスメディア等による過大な報道や誤解を生む報道があった場合

(2) 風評による被害の確認

仮に風評が発生した場合であっても、価格の低下、売上額の減少などの影響がない場合は、風評被害としては認定できない。

価格の低下、売上額の減少などがあった場合でも、その原因が風評によるものとして因果関係が認められない場合についても、風評被害として認定できない。

また、価格の低下、売上額の減少などが僅少の場合については、通常においても、市場の動向、消費者や利用者の嗜好などにより価格や売上額に変動があり、価格の低下、売上額の減少を直ちに風評による影響とすることは困難であり、また、制度の公平性や均衡を保つ観点から、過去の変動の範囲内である場合には、風評被害として見なさないこととし、給付金は支給しないこととする。

したがって、風評発生が確認され、かつ、価格低下等の事実の確認の結果、過去の変動の範囲を超えて、価格低下、利用者の減少、売上額の減少などがあったことが確認された場合において、その原因が風評によるものであるかどうか十分に調査・検討し、慎重かつ総合的に判断し風評被害の認定を行うものである。

【価格低下等の事実の確認の方法】

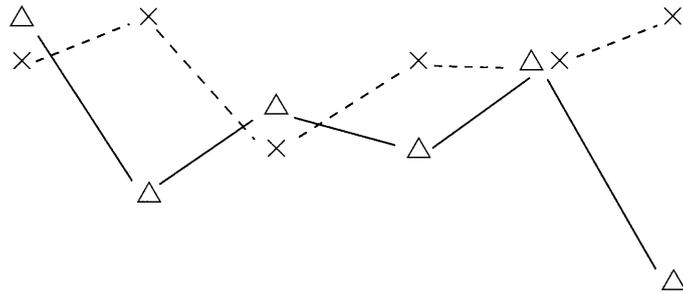
市場の全体的な動向等をも考え合わせながら、風評被害が発生したとする期間（申請期間）の価格、売上額等が、原則として過去5年間の同時期（申請対応期間）と比較して下回っていることを確認する。

ただし、以下の方法で確認できない場合は、別の方法による。

(市場等の動向と比較できる場合)

申請期間の当該市町村産と市場全体の単価差が、申請対応期間（過去5年間）の単価差と比較して最大であり、単価下落が著しいことを確認する。

(例) 某年某月のX市場におけるB町産の野菜N（出荷量500キロ）



月別平均単価の推移 (△— B町産 ×--- 市場全体 単位：円)

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請期間
B町産	340	250	310	270	330	160
市場全体	320	350	290	330	320	350
単価差	20	-100	20	-60	10	-190

$$\text{算式 } (p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$$

(符号の説明) p_1 — 申請期間の当該市町村産の月別平均単価
 p_2 — 申請期間の市場全体の月別平均単価
 p_3 — 申請対応期間の当該市町村産の月別平均単価
 p_4 — 申請対応期間の市場全体の月別平均単価

$$\text{申請期間の単価差 } -190 \text{円} < \text{過去5年間の最大の単価差 } -100 \text{円}$$

申請期間（当該月）における単価差が過去最大であることから、当該月におけるB町産の単価下落を、風評被害と認定するか検討する。

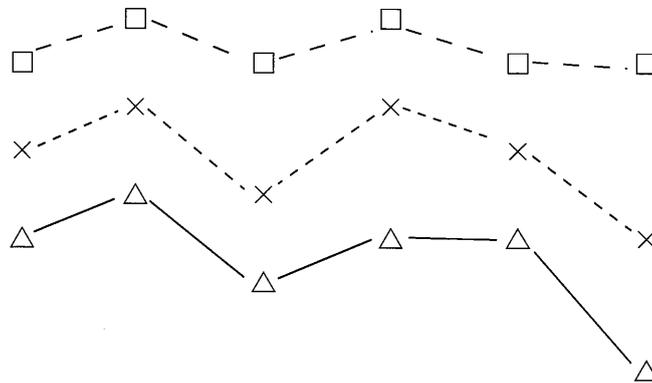
(その他の場合)

申請者の申請期間の利用者数や売上高等が、申請対応期間（過去5年間）の利用者数や売上高等比較して最小であり、減少が著しいことを確認する。

同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種においても、利用者数や売上高等の減少が著しいことを確認する。

申請者の申請期間の利用者数や売上高等が、県内全体若しくは県内他地域の状況と比較して、その減少の程度が著しいことを確認する。

(例) 某年某月のC町(D地域)のY民宿



利用者数の推移 (△——Y 民宿 ×---- Z 旅館 □--- E 地域 単位: 人)

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請期間
Y 民宿 (D 地域)	67	90	50	68	65	35
Z 旅館 (D 地域)	99	130	80	115	98	65
E 地域	82千	95千	79千	93千	77千	75千

Y 民宿の申請期間 (当該月) の利用者数 35 人は、過去 5 年間の最低利用者数 50 人に比べて 15 人下回っており、減少が著しい。

同地域の Z 旅館においても、当該月の利用者数 65 人で、過去 5 年間の最低利用者数 80 人を下回っており、減少が著しい。

県内他地域 (E 地域) の状況に比べて、Y 民宿 (D 地域) の利用者の減少の程度が著しい。

申請期間 (当該月) の Y 民宿の利用者が過去最小であり、他地域と比較しても減少が著しいことから、当該月における Y 民宿の利用者の減少を、風評被害と認定するか検討する。

3 給付金の算定について

風評被害がなかった場合に想定される価格や売上額と、実際の価格や売上額との差額を算出する。

なお、通常においても、市場の動向、消費者や利用者の嗜好などにより価格や売上額に変動があることから、過去の変動の推移を考慮し、風評被害がなかった場合の価格や売上額を想定する。

【給付金の算定の方法】

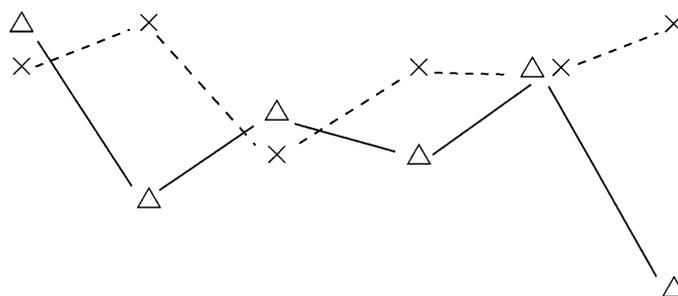
風評被害を受けたと認定した期間（認定期間）に対応する原則として過去5年間の同時期（認定対応期間）の価格、売上額等の推移をもとに、風評がなかった場合に想定される額を求め、実際の価格や売上額と比較する。

ただし、以下の算定方法で算定できない場合等は別に算定する。

（市場等の動向と比較できる場合）

過去5年間の市場全体と申請者の価格比の平均に、認定期間の市場全体の価格を乗じ、風評がなかった場合の想定される額を算出し、申請者の価格との差を算定する。

（例） 某年某月のX市場におけるB町産の野菜N（出荷量500キロ）



月別平均単価の推移（△—— B町産 ×--- 市場全体 単位：円）

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	認定期間
B町産	340	250	310	270	330	160
市場全体	320	350	290	330	320	350
単価差	20	-100	20	-60	10	-190
単価比	1.06	0.71	1.07	0.82	1.03	
	単価比の5カ年間の平均値					0.94

$$\text{算式 } (p_1 \times q - p_2) \times n$$

- (符号の説明) p_1 - 認定期間の市場全体の月別平均単価
 q - 認定対応期間の当該市町村産の月別平均単価を、市場全体の月別平均単価で除した値の平均値(単価比の5カ年間の平均値)
 p_2 - 認定期間の当該市町村産の月別平均単価
 n - 認定期間の月別出荷量

認定期間(当該月)におけるB町産の想定単価

$$350 \text{円 (当該月のX市場平均単価)} \times 0.94 (q) = 329 \text{円}$$

申請者への給付金

$$(329 \text{円 (想定単価)} - 160 \text{円 (販売単価)}) \times \text{出荷量} 500 \text{キロ} = 84,500 \text{円}$$

(その他の場合)

過去5年間の値の最大値と最小値を除いた平均の値を、風評がなかった場合の想定される値とし、認定期間の値との差を算定する。

(例) 某年某月のC町のY民宿

Y民宿の同時期の月別粗利益 (単位:円)

5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	認定期間
195,000	265,000	176,000	203,000	193,000	98,000

算式 $(r_1 - r_2)$ の認定期間の各月の合計

(算式の説明) r_1 - 認定対応期間の月別平均粗利益(最大値と最小値を除く。)の平均

r_2 - 認定期間の月別平均粗利益

認定期間におけるY民宿の粗利益の想定額

$$\text{過去5年間の粗利益の最大値と最小値を除いた平均} 197,000 \text{円}$$

申請者への給付金

$$197,000 \text{ (想定額)} - 98,000 \text{ (実際の粗利益)} = 99,000 \text{円}$$